

外国人技能実習生保険^{※1}の個人賠償責任補償に

2021年4月より示談交渉サービス^{※2}がセットされました!!

※1 外国人技能実習生総合保険、外国人研修生総合保険、外国人技能実習修了者総合保険、特定技能外国人総合保険をいいます。

※2 パンフレットに記載の「個人賠償責任の示談交渉サービスはありません。」の表記にかかわらず、2021年4月より、示談交渉サービスがご利用いただけます。

【示談交渉サービス】

外国人技能実習生が日本国内での日常生活において、第三者に対する法律上の損害賠償責任を負った場合、被保険者のお申し出により、保険会社が示談交渉をお引受けするサービスです。

事故発生から示談交渉、保険金お支払いまでの流れ



ただし、以下の場合は示談交渉に応じられません。

- ・事故の相手方が保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ・法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の保険金額を超える場合
- ・被保険者が保険会社への協力に同意しない場合

...など



補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき。	損害賠償金の額をお支払いします。1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 注1 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金を支払うことができる場合があります。 注2 日本国内において発生した事故について保険会社は、被保険者のお申し出により示談または調停の手続き等を行います。ただし、以下の場合は行いません。 <ul style="list-style-type: none">・被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の保険金額を超える場合または自己負担額が下回る場合・損害賠償請求権者が、保険会社と直接、折衝することに同意しない場合・被保険者が保険会社への協力に同意しない場合	次の損害賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任。●戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによる損害賠償責任。●放射線照射、放射能汚染による損害賠償責任。●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。●専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。●被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任。●受託品（宿泊施設の客室・客室内の動産等は除きます。）に関する損害賠償責任。●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任。●被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。●航空機、船舶（ヨット、水上オートバイは除きます。）、車両（自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は除きます。）、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。

■お申込みにあたって

- ・このパンフレットは、外国人技能実習生保険 個人賠償責任補償についてご説明したものです。ご契約にあたっては、「重要事項説明書」、「個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項」を必ずご覧ください。
- ・ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受保険会社

 **ジエイアイ傷害火災保険株式会社**

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アーランド ト!トンスクエア オフィスタワーX 16階
<https://www.jihoken.co.jp>

取扱代理店

株式会社セントラルインシュアランス

〒100-6311 東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング11階
TEL:03-6259-1730 FAX:03-6259-1731